

新興感染症における看護職派遣調整に関するQ&A

	Q	A
1	どのような場合に、派遣調整をするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関内でのクラスターの発生や、感染者又は濃厚接触者となる看護職員が多数発生し、看護提供体制に支障をきたす状況が生じ、派遣調整の希望があった場合。 ・離職者が増えたなど、恒常的なものへの対応ではなく、上記事態が発生し、一時的に看護職員が不足する場合へ対応するもの。
2	派遣期間の具体的な目安はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・1日～数週間を想定。 ・状況を聞きとり、医療機関からの希望や県全体の医療提供体制等を基に派遣期間を調整する。
3	派遣調整を依頼したい医療機関は、どこに依頼をするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療政策課へ電話連絡のうえ、「新興感染症における看護職派遣調整票」を提出（FAX又はメール）する。
4	派遣調整はどのように行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な調整は、県と県看護協会連携のうえ行う。 ・事前に「派遣協力可能」と回答をいただいた県内病院の看護職員から、希望の期間及び業務に従事できる者を調整する（感染状況によっては、調整ができない場合もある）。
5	派遣に伴う費用負担はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣看護職員等の決定後、依頼元医療機関と派遣元医療機関で契約を交わすなど、それぞれの医療機関の間での調整となる。
6	複数の医療機関から依頼があった場合にはどうなるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する医療機関の状況や県全体の感染状況、感染症患者の受入れ状況等を考慮し、優先順位を付けて調整を行う。